

被災中小企業施設・設備整備支援事業(無利子貸付)の募集について

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）交付要綱第6条第1項の規定により、認定を受けた復興事業計画に記載され、東日本大震災により被害を受けた中小企業者（り災証明書等が必要です） ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条の規定により整備される仮設工場等に入居する中小企業者 								
対象業種	概ね全業種が対象ですが、性風俗特殊営業など、制度対象とすることが適当でない業種は対象外となります。								
対象施設	復興事業計画に従って行う事業の用に供する建物、構築物又は設備であって資産計上されるものが対象となります（ただし、第三者に1年以上の長期間の賃貸をすることを目的とする施設（テナントビル等）は、貸付対象となりません）。								
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した施設若しくは設備を原形に復旧すること又は同一の設備を導入することを原則として算出します。ただし、原形に復旧すること又は同一の設備を導入することが困難な場合には、従前の効用を復旧するために必要な施設又は設備に要する費用とします。 ・ 中古施設・設備の場合は、当該施設・設備に係る貸付対象経費は、時価を上回らない額であって、当該施設・設備の買い取り額、施設・設備の取得・維持に関する諸費用等から判断して妥当と認められる額とします。 ・ 対象となるのは次の金額の合計額であって、資産計上する額です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等その他資産の購入のために要した費用があればこれを含む。） ② 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額（設計費、据付費、調整試運転費等） ・ 国又は県の補助金を受け又は受けることを予定している施設・設備の場合は、当該施設の金額から当該補助金額を除きます。 ・ 借入申請者の負担する額として、貸付対象者が必要とする額の100分の1又は10万円のいずれか低い額を除きます。 <p>（補助金を受けている場合の計算例）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>購入の代価</td> <td style="text-align: right;">6,000万円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td style="text-align: right;">-4,500万円</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td style="text-align: right;">-10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">=1,490万円</td> </tr> </table>	購入の代価	6,000万円	補助金	-4,500万円	自己負担	-10万円		=1,490万円
購入の代価	6,000万円								
補助金	-4,500万円								
自己負担	-10万円								
	=1,490万円								
償還期間	<p>20年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>施設・設備の耐用年数、借入申請者の償還能力等を勘案して決定します。</p>								

償還方法	原則として半年賦
利率	無利子
連帯保証人	原則として代表者のみ（ただし、追加していただく場合があります。）
担保	原則として対象施設・設備に設定（ただし、追加していただく場合があります。）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する場合は、貸付を受けることができません。 また、貸付決定後に該当することとなった場合や該当することが明らかとなった場合でも、貸付決定を取り消し、又は繰上償還を請求します。 ① 破産等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む。）又は私的整理の手続き中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合 ② 手形又は小切手について不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合 ③ 信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合 ④ 融通手形操作等を行っている場合 ⑤ 多額な高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合 ⑥ 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合 ⑦ 税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合 ⑧ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合 ⑨ 暴力的不法行為が介在する場合 ・ 下取りがある場合は、見積書及び契約書に下取り価格を明記してください。 ・ 関係書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、保証書その他の関係書類）は必ず徴収し、ファイルに綴じて保存してください。 ・ 代金の支払いは、銀行振込、小切手、自振手形等証拠が残る方法で行ってください。現金払いは絶対に行わないでください。 ・ 契約書作成等に関する費用（収入印紙代、抵当権設定費用等）については借入申請者に負担していただきます。 ・ 返済が終了するまで施設・設備に火災保険を付保していただきます（質権を設定させていただきます）。 ・ 関係書類の保存状況、経理処理状況、施設・設備の状況等を確認するため、当センターが検査にお伺いします。 ・ 事業の状況に関するヒアリングを定期的実施し、税務申告書を每期提出していただきます。 ・ 上記検査とは別に国の会計検査院の検査対象となることがあります。

手続きの流れ

※審査や検査の結果、貸付が受けられない場合もございます。

1. 事前相談

お電話などでご連絡ください。
ご希望の借入金額、借入の時期、資金手当ての状況等を確認します。

2. 申し込み

必要書類を当センターまでご提出いただきます。
法人企業の方と個人事業主の方で必要な書類が異なりますのでご注意ください。

詳しくは別紙チェックリストをご覧ください。

3. 実地調査

御社を訪問し、経営内容等について調査します。

特にポイントになるのは、

- ・償還可能性（返済能力）
- ・事業の継続性
- ・投資内容の妥当性

です。

4. 審査

審査委員会を開催し、審査します。

5. 貸付決定

文書で通知します。

6. 支払検査

代金の支払状況や施設の整備状況等进行检查します。

8. 契約、貸付

契約書を作成し、貸付を実行します。また、担保を設定します。

9. 完了検査

経理の状況について検査します。

お申し込み・お問い合わせはこちらまで

財団法人 21あおもり産業総合支援センター 設備投資課

住所 〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階

電話 017-775-3234

FAX 017-721-2514

営業は午前8:30から。土・日・祝日は休業日です。

(平成23年8月版)